

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）

最終改正 令和七年五月二十六日

（特定技能に係る上陸のための条件）

第一条 工業製品製造業分野（以下単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の内容の基準）

第二条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 中分類一一―繊維工業

二 小分類一四一―パルプ製造業

三 細分類一四二一―洋紙製造業

四 細分類一四二二―板紙製造業

- 五 細分類一四二三―機械すき和紙製造業
- 六 細分類一四三一―塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 七 細分類一四三二―段ボール製造業
- 八 小分類一四四―紙製品製造業
- 九 小分類一四五―紙製容器製造業
- 十 小分類一四九―その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十一 中分類一五―印刷・同関連業
- 十二 中分類一八―プラスチック製品製造業
- 十三 細分類二一二三―コンクリート製品製造業
- 十四 細分類二一四二―食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 十五 細分類二一四三―陶磁器製置物製造業
- 十六 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）

- 十七 細分類二二一一―高炉による製鉄業
- 十八 細分類二二一二―高炉によらない製鉄業
- 十九 細分類二二二一―製鋼・製鋼圧延業
- 二十 細分類二二三一―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十一 細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 二十二 細分類二二三四―鋼管製造業
- 二十三 小分類二二五―鉄素型材製造業
- 二十四 細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業
- 二十五 細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）
- 二十六 小分類二三五―非鉄金属素型材製造業
- 二十七 細分類二四二二―機械刃物製造業
- 二十八 細分類二四二四―作業工具製造業

二十九 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）

三十 細分類二四四一―鉄骨製造業

三十一 細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業

三十二 細分類二四四六―製缶板金業（ただし、高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）

三十三 小分類二四五―金属素形材製品製造業

三十四 細分類二四六一―金属製品塗装業

三十五 細分類二四六二―溶融めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）

三十六 細分類二四六四―電気めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）

三十七 細分類二四六五―金属熱処理業

三十八 細分類二四六九―その他の金属表面处理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）

三十九 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

四十 細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）

四十一 中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）

四十二 中分類二六―生産用機械器具製造業

四十三 中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

四十四 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業

四十五 中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二二―内燃機関電装品製造業を除く。）

四十六 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

四十七 細分類三二九五―工業用模型製造業

四十八 細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F製造業に限る。）

四十九 小分類四八四―こん包業

2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令
第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

一 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）

二 小分類二二五―鉄素型材製造業

三 小分類二三五―非鉄金属素型材製造業

四 細分類二四二二―機械刃物製造業

五 細分類二四二四―作業工具製造業

六 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）

七 小分類二四五―金属素形材製品製造業

八 細分類二四六二―溶融めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）

九 細分類二四六四―電気めつき業（表面处理鋼材製造業を除く）

十 細分類二四六五―金属熱処理業

十一 細分類二四六九―その他の金属表面处理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）

十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

十三 中分類二五―はん用機械器具製造業（ただし、細分類二五九一―消火器具・消火装置製造業を除く。）

十四 中分類二六―生産用機械器具製造業

十五 中分類二七―業務用機械器具製造業（ただし、小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

十六 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業

十七 中分類二九―電気機械器具製造業（ただし、細分類二九二―内燃機関電装品製造業を除く。）

十八 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

十九 細分類三二九五―工業用模型製造業

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。

二 第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。

三 特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十一号又は第四十九号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四 経済産業省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。

五 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を

証明する書面を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

ロ 法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分野特定技能評価試験の実施

二 第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の公私の機関の組織する団体を構成員とすること。

三 協議会の構成員となり、協議会に対し必要な協力を行うこと。

（登録の申請）

第五条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条の規定による登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消処分を受けた法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ 第四条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者

三 第十条の規定により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

（登録に関する通知）

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第八条 第四条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（報告の徴収等）

第九条 経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があるときとは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。

二 第八条第一項の規定に違反したとき。

三 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第十一条 経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出(第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつたときは

、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 登録をした年月日

三 登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年法務省令第三十号）の施行の日から施行する。

（経済産業省告示の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十七号）

二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分

野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十八号）

三 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十九号）

改正文（令和四年経済産業省告示第百七十七号） 抄

公布の日から施行する。

附 則（令和五年経済産業省告示第百十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた同法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この告示の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三 特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による

許可をするかどうかの処分がされていないもの

第三条 施行日前に、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下「新基準」という。）に適合するものとして同項に基づき交付した証明書とみなす。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

- 一 この告示の施行の際現に特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者
- 二 附則第二条第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七

条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二条第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者

四 附則第二条第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五 施行日前に附則第三条の規定により新基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされることとなる証明書の交付を受け、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

附 則（令和六年経済産業省告示第七十七号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年経済産業省告示第百五十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年経済産業省告示第八十号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公

私の機関に係る基準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下この条において「新告示」という。）第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の場合には、新告示第三条の規定は、適用しない。